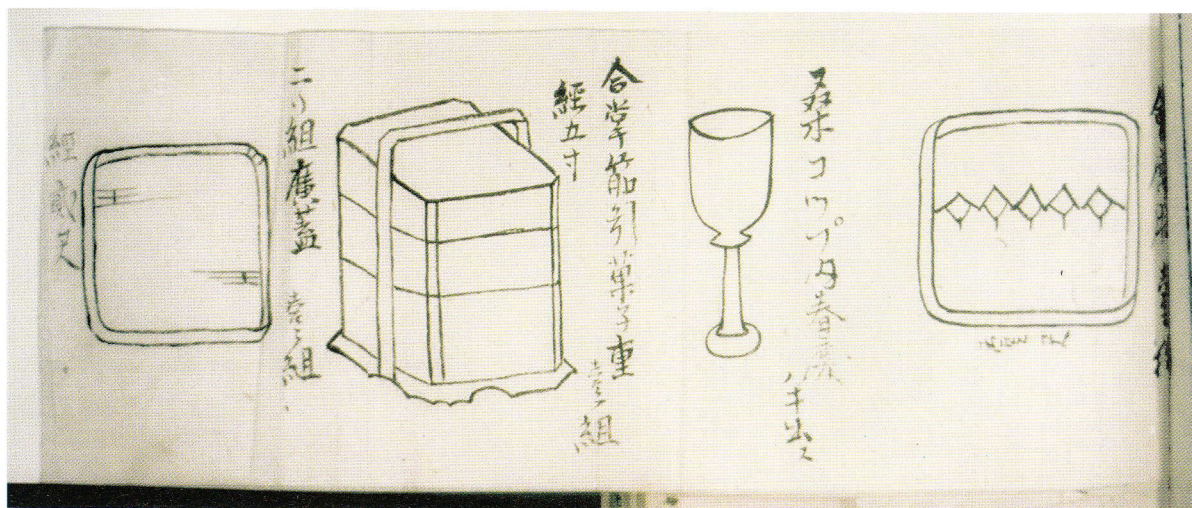


公文書錦だより

第17号 平成15年3月31日



明治13年「勸業課諸務掛事務簿」秋田博覧会之部 三番(7793)

(能代春慶塗：
写真提供 能代市)

博覧会出品の能代春慶塗

能代春慶塗は淡黄色の気品ある漆器で、素地木材の柾目が透けて見える美しさ特徴とする。明治期の博覧会や共進会に関する県庁文書には、能代春慶塗の出品された記録が少なくない。

図は、明治十四年(一八八二)に東京上野公園で開催された第二回内国勸業博覧会に、山本郡能代大町の石井権六が出品願を出した春慶塗六点である。他にも、能代からは山打三九郎、石岡庄寿郎ほかが春慶塗の出品願を出している。

第一回内国勸業博覧会は、ウイーン万国博覧会(一八七三)を範とし、明治十年に国内産業と貿易発展を目的に開催された。県庁文書中の第一回内国博覧報告書には、能代春慶塗が全国に冠たる工芸品で、特に石岡庄寿郎の出品は鳳紋賞牌を授与されたと記されている。

石岡については、ウイーン万博の他、フィラデルフィア万博(一八七六)にも出品して高い評価を受け、オーストリアとアメリカの両国政府から賞牌を授与されたことが記録されている。

(公文書班 柴田 知彰)

「祭魚洞文庫」中の秋田県庁文書

「祭魚洞文庫」は、渋沢敬三の日本常民文化研究所（アチック・ミュージアム）に収集された近世近代の水産史関係文書群である。文庫の名は渋沢の号にちなむ。渋沢は、昭和八年頃から約一〇年間にわたり、全国から水産史関係の文書を収集した。収集方法は、所蔵者からの寄贈か、古書籍商からの購入であつたらしい。文庫は、戦後に文部省史料館に寄贈され、現在は後身である国文学研究資料館史料館に所蔵されている。

当館では、平成十四年度に右文庫を調査し、秋田県庁文書の散逸分、県水産会の文書など三七冊を確認した。当館所蔵資料を補うものと判断し、十四年度事業としてマイクロフィルム化を行なった。

県庁文書からの散逸が確実なものは、「第三課税則係事務簿」および「勸業課農業掛事務簿」の漁業之部三一冊である。これらは明治八年から十五年までのものだが、当館所蔵の県庁文書には十六年以降の漁業之部が存在し内容に連続性が認められる。「第三課税則係事務簿」の一冊

には、神奈川県小田原町の南天堂書店への代金払込票が入っている。

県庁文書中、明治十五年までの漁業之部が、小田原の古書籍商の手に渡った明確な経緯は分らない。しかし、第三課税則係の簿冊が含まれていることを考えれば、ある程度の仮説を立てることができる。

現在、当館の県庁文書には収税関係の簿冊がほとんど存在しない。明治二十九年の「税務管理局官制」公布で、府県の収税事務が大蔵省の地方機関に移管されたためである。第三課税則係の漁業之部も、他の収税関係の簿冊と共に大蔵省の地方機関に引き渡されたものと推定される。その後、いつかの時点で地方機関の書庫整理などがあり、廃棄分が古書籍商に流れたのではないか。

ただ、右の仮説では、勸業課農業掛の漁業之部も古書籍商に渡った経緯を合理的に説明できない。以下は憶測の域を出ないが、収税関係の簿冊を引き渡す際、第三課税則係の漁業之部と一緒に、勸業課農業掛の同部も明治十五年分まで運び出してし

まったとも考えられる。この憶測は、明治二十九年当時、県庁書庫内の簿冊配架がどのような秩序だったかに関わる。

漁業之部には、漁業権に関する申請ばかりでなく、明治以前の沿革調査や絵図も含まれており、水産史の資料として価値が高いと思われる。

次に、秋田県水産会の文書として確認されたのは、「秋田県漁業取締規則」、「復命書綴 秋田県水産会」、「昭和四年以降 道府県水産会事務協議会復命書」の三冊である。県水産会は、昭和十年の「水産会法」に基づき、翌十一年に全県を一元として設立された。それまでの水産組合を改組発展させた組織である。事業内容は、漁業組合の指導、水産技術の普及、漁撈・製造・養殖の指導、

講習講話その他であつた。県水産会は県機関ではなかったが、事務所は県庁内に置かれ、郡水産会を監督していた。「祭魚洞文庫」の県水産会文書には、当時の漁業技術や全国的動向に関する貴重な資料が含まれている。

この他、「第壹号記 継続持場漁業願許可書」は県庁文書と考えられる。「秋田県海面漁獲調査」は秋田県水産試験場の刊行物であるが、出所が県庁文書か県水産会か、それ以外かは分らない。「第壹区第三類水産博覧会解説」は、秋田県からの博覧会出品者が農商務省農務局に提出した出品解説等である。農商務省の文書である可能性が高い。

（公文書班 柴田 知彰）

年 代	資 料 名
明治 8年 1～ 6月	第三課税則係事務簿 漁業之部 壹番
〃 〃 10月	〃 〃 四番
〃 〃 11月	〃 〃 八番
〃 〃 9年 1～ 3月	〃 〃 壹番
〃 〃 6月	〃 〃 六番
〃 〃 6月	〃 〃 七番
〃 〃 10月	〃 〃 十三番
〃 〃 5～10月	〃 〃 十四番
〃 〃 11月	〃 〃 十九番
〃 〃 11～12月	〃 〃 二十番
〃 〃 12月	〃 〃 二十番
〃 〃 10年 3月	〃 〃 三番
〃 〃 4月	〃 〃 四番
〃 〃 5月	〃 〃 五番
〃 〃 5～ 6月	〃 〃 六番
〃 〃 6～ 8月	〃 〃 七番
〃 〃 8～ 9月	〃 〃 八番
〃 〃 9～10月	〃 〃 九番
〃 〃 6～12月	〃 〃 追加番
〃 〃 11年 1～ 3月	〃 〃 壹番
〃 〃 3～ 7月	〃 〃 二番
〃 〃 11年12月～12年5月	勸業課農事掛事務簿 漁業之部 一番
〃 〃 13年 1～ 5月	〃 〃 一番
〃 〃 8～10月	〃 〃 四番
〃 〃 10～12月	〃 〃 五番
〃 〃 14年 1～ 3月	〃 〃 一番
〃 〃 4～ 5月	〃 〃 二番
〃 〃 5月	〃 〃 三番
〃 〃 15年 3～ 4月	〃 〃 二番
〃 〃 10～11月	〃 〃 六番
〃 〃 11月	〃 〃 七番
明治 16年	第壹区第三類水産博覧会解説
〃 〃 11～32年	第壹号記 継続持場漁業願許可書
大正 6年	秋田県海面漁獲調査
〃 〃 12年	秋田県漁業取締規則
昭和	復命書綴 秋田県水産会
〃 〃 4～10年	昭和四年以降 道府県水産会事務協議会復命書

平成十四年度

市町村史料保存機関連絡協議会

平成十五年一月二十四日（金）、二五市町村から文書管理・保存に携わる四三名が参加し、「市町村合併と公文書保存」をテーマに開催した。

市町村合併が進行しつつある今、市町村公文書を歴史的記録として保存していくことが全国的な課題となっている。この問題について県内各市町村の文書管理担当者に認識を深めてもらうことが今協議会の目的であり、この開催趣旨についての理解を深めてもらうため、始めに当館高橋館長より県内の市町村合併の動向や公文書館制度の基本的事項について説明した。

午前の報告では、昨年十月に開催された「第二八回全国歴史資料保存機関連絡協議会全国大会」の中から、当館柴田専門員が次の二報告を紹介した。

「市町村合併の歴史と史料保存」

（国文学研究資料館史料館丑木氏）

「市町村合併と資料保存―資料保存委員会によるアンケート結果から―」

（松本市文書館福島氏）

丑木氏の報告は、昭和の町村合併時に役場文書が大量に廃棄された事例を紹介したものであり、これを教訓として平成の市町村合併を文書保存体制確立の好機ととらえ、市町村職員と地域住民が連携して文書保存に取り組むことを訴えた内容だった。一方、福島氏の報告は、全史料協資料保存委員会が全国の市町村を



対象に行った文書保存体制に関するアンケートの結果を報告したものであり、今回はその中から秋田県のデータを抽出し、県内市町村の文書保存の実状を全国平均と比較する形で紹介した。

午後の報告では、横手市総務部政策調整課市史編纂・文化振興室高本氏が、昭和の合併時における横手の旧町村の文書保存状況について報告した。横手市史編纂の史料調査過程で発見された旧町村役場の文書保存状況と、冊数は、旧町村によって大きな差があった。その保存状況から

は「行政文書を歴史的資料として保存しよう」という管理者の意識は感じられず、文書保存の制度、場所、管理の必要性を強く実感したとの報告であった。市町村合併が現実化した際、現在の市町村公文書はそれぞれの市町村が存在した証であり、それを歴史資料として残していくことが後世への説明責任を果たすことになるという高本氏の意見は、市町村職員として同じ立場にある参加者にとって、文書保存の重要性を深く認識させる内容だったと言えよう。

報告に続いて行われた情報交

換では、農協や漁協、各種文化団体の資料、個人所有の私的文書など、公文書以外の地域史料についても公文書館が保存・利用活動に取り組んでほしいとの意見が出た。

また、文書保存の重要性があまり認識されていないという市町村の実状や、実際の合併協議において文書保存が議論されていない点等が参加者より問題提起され、文書保存への取り組み方について県や公文書館が各市町村に指導、助言してほしいとの要望につながった。

このような率直な意見、要望は今後の公文書館業務にとって一つの指針となるものであり、地域の歴史資料を保存し、地域住民が活用できる体制を作り上げるうえで県と市町村が連携する必要性を再認識させるものでもあった。公文書館としては、市町村に対してできる限りの協力や情報提供を行い、そうした連携体制を作り上げていきたいと考えている。今協議会がその第一歩になるとともに、市町村が文書保存に積極的に取り組むきっかけとなり、更に文書保存問題が合併協議における一つの重要な論点となってくれば幸いである。

公文書館 平成十五年度の事業計画

- 『事業年報』第十号の発行
 - 『研究紀要』第十号の発行
 - 「公文書館だより」第十八号の発行
 - 企画展 前期 八月～九月
後期 十月～十一月
 - 市町村史料保存機関連絡協議会
 - 公文書の引継ぎ
 - 教育委員会所管公文書の引継
 - 行政資料所在調査
 - 公文書の目録整備
 - 行政資料の目録整備
 - 公文書及び行政資料の公開冊数の追加
 - 公文書及び行政資料の中性紙保存箱への収納促進
 - 公文書の保存及び廃棄の選別
 - 公文書の廃棄
 - 県政映画の補修及び恒久保存とビデオ化
 - 公文書のマイクロフィルム化
- ※公文書の特別整理に伴う臨時休館
- （五月十二日～十八日）
（十一月十日～十六日）

戦後県庁文書の閲覧利用

三月二十八日より当館では、昭和二十年から二十六年までの県庁文書も閲覧利用できます（個人プライバシーを含む文書以外）。終戦からサンフランシスコ平和条約調印までの時期の秋田県の様子が記録されています。

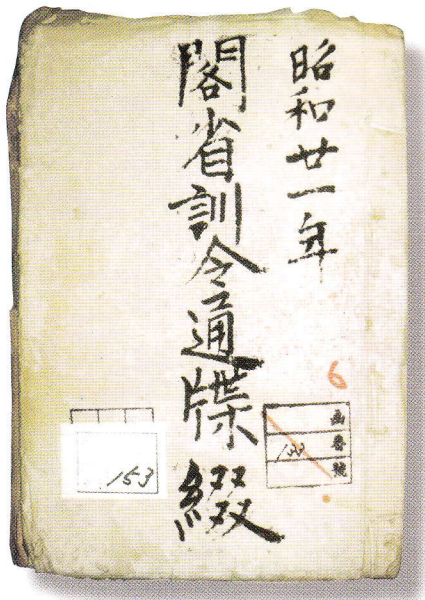
この間、連合国軍最高司令官総司令部が五大改革指令を発し、財閥解体や農地改革、教育制度の改革など一連の民主化が実施されました。秋田県では、久安博忠・池田欽三

郎・磯辺巖・蓮池公咲・渡辺瑞美の官選知事を経て、二十二年の「地方自治法」を境に蓮池公咲・池田徳治の公選知事の時代に移りました。

写真は昭和二十一年「閥省訓令通牒綴」で、今回閲覧提供されるものの一冊です。内務大臣官房や各省課長から秋田県知事への通達が綴じられています。同じ文書は各府県に到達されていますが、終戦後の地方行政に対する政府方針が分かる興味深い資料と言えます。

昭和二十七年以降の県庁文書についても、年次計画で順次閲覧に供する予定です。

また、「官報」（国の公報）や「秋田県公報」など公報類は、開館以来、昭和二十年以降のものも閲覧利用に供しています。



編集後記

●第十七号をお届けします。編集の最中、明治十六年の水産博覧会（東京上野）に、秋田県内の数所から「川獺皮」が出品された記録を見付けました。絶滅寸前のニホンカワウソが一二〇年前には県内の河川に生息していたようで、アーカイブズの醍醐味を覚えます。

●国際的にも評価されていたという能代春慶塗。身近なものの価値を外からの評価で改めて気付かされるといのは多々あることです。表紙で紹介した、実物の華やかな光沢とは対象的な墨書きの挿し絵も、何とも味わい深くはありませんか。

公文書館だより 第十七号

平成十五年三月三十一日発行
編集発行 秋田県公文書館
〒〇一〇—〇九五二
秋田市山王新町一四—三一
☎〇一八（八六六）八三〇—一
印刷 太陽印刷株式会社